

5月 ふくちのち イベントカレンダー


- 1 月 休館日
- 2 火 休館日 ゴールデンウィーク 中も子どもたちが楽しめる企画を開催♪
- 3 水
- 4 木 11:00-12:00 おはなし会(乳幼児向け)
- 5 金
- 6 土 11:00-11:30 ぶらんこのおはなし会
- 7 日
- 8 月
- 9 火 休館日 「ピナ・パウシュ 夢の教室」をサイレントルームで上映。
- 10 水
- 11 木
- 12 金
- 13 土 14:00-16:00 上映会(おとな向け)★
- 14 日 10:00-12:00 切り絵講座★
14:00-16:00 おはなし会(子ども向け)
- 15 月
- 16 火 休館日 
- 17 水
- 18 木 11:00-12:00 おはなし会(乳幼児向け)
- 19 金
- 20 土 14:00-14:30 上映会(子ども向け)★
15:00-16:30 「する」を考える勉強会★
- 21 日 14:00-16:00 プラネタリウム★ 
- 22 月
- 23 火 休館日
- 24 水
- 25 木
- 26 金 10:30-12:00 えいごであそぼうおはなし会★
- 27 土 11:00-11:30 上映会(乳幼児向け)★
- 28 日 14:00-15:00 おはなし会(子ども向け)
14:00-16:00 大人のための朗読講座★
- 29 月
- 30 火 休館日
- 31 水
- 6/1 木 休館日 
- 2 金

★マークのものは申し込みが必要となります。



福智町図書館・歴史資料館
ふくちのち
http://fukuchinochi.com
10:00-19:00
福智町赤池970-2
☎ 28-2855

ピク アップ ふくちのち「ものづくりラボ」学校コラボ




ふくちのち内「ものづくりラボ」が最先端工作機器を活用して学校とのコラボイベントを行いました。3月5日には鞍手高校、3月30日には九州工業大学の学生が来町。福智の子どもたちに化学や力学を応用したものづくりの楽しさを伝えました。

鞍手高校 × にんじんロケット
九州工業大学 × コマづくり


イベント 第6回「する」を考える勉強会

日時 ▶ 5月20日 15:00~16:30
場所 ▶ 2階 多目的室
講師 ▶ 内野安彦氏
テーマ ▶ 「ふくちのち」はまちのたからもの!



イベント プラネタリウム ~季節の星や星座のおはなし~

日時 ▶ 5月21日 14:00~16:00
場所 ▶ 2階 サイレントルーム
▶ 図書館でプラネタリウムをみませんか? 季節の星座のおはなしや星の秘密など、星空を眺めることが楽しくなるおはなしが聞けますよ。



←講師は星の解説のプロ・松田悠志さん

新着本



- 1 小さな家のローラ (朝日出版社) ローラ・インガルス・ワイルダー/作 安野光雅/絵・監訳
- 2 親から子へかわりの糸を結ぶ21の言葉 (文芸堂) 曾山和彦/著
- 3 下衆の極み (文芸春秋) 林真理子/著
- 4 山登り語辞典 (誠文堂新光社) 鈴木みき/著
- 5 シンデレラ (文化園文化出版局) グリム/原作 サラ・ギブ/絵 角野榮子/訳
- 6 うちのママってすてきな (評論社) アンソニー・ブラウン/作 久山太市/訳
- 7 微生物のサバイバル1 (朝日新聞出版) ゴムドリco./文 韓賢東/絵
- 8 悪魔くん魔界大百科 (小学館クリエイティブ) 水木しげる/著

29年度 町税の納付期限

5月上旬に「軽自動車税」と「固定資産税」の納税通知書を発送しました

税金は医療や福祉、教育の充実、道路整備など、わたしたちの暮らしを支え豊かにする町の大切な財源です。本年度の町税の納付期限は次のとおり。期限までに忘れず納付してください。

【軽自動車税】	【固定資産税】	【町県民税】	【国民健康保険税】
全期 ▶ 5月31日 水	1期 ▶ 5月31日 水	1期 ▶ 6月30日 金	1期 ▶ 7月31日 月
	2期 ▶ 7月31日 月	2期 ▶ 8月31日 水	2期 ▶ 8月31日 水
	3期 ▶ 10月2日 月	3期 ▶ 10月31日 火	3期 ▶ 10月2日 月
	4期 ▶ 12月25日 月	4期 ▶ 11月30日 水	4期 ▶ 10月31日 火
		5期 ▶ 11月30日 水	5期 ▶ 11月30日 水
		6期 ▶ 12月25日 月	6期 ▶ 12月25日 月
		7期 ▶ 1月31日 水	7期 ▶ 1月31日 水
		8期 ▶ 2月28日 水	8期 ▶ 2月28日 水

※納付書は6月上旬発送 ※納付書は7月上旬発送

滞納を厳しく処分 STOP 滞納

滞 納は、滞納者にとっては延滞金や督促手数料、滞納処分といった不利益の元ですが、町にとってもその整理に多くの費用がかかります。この費用は、貴重な町税などの収入で補われており、滞納者が期限を守って納税していれば、費やさなくて済むものです。経費削減のためにも、納期内納付にご協力ください。なお、納付が困難な場合は、本庁税務課で納税相談を行っています。

▶ 個人町県民税(普通徴収/特別徴収) ▶ 法人町民税 ▶ 軽自動車税 ▶ 固定資産税 ▶ 国民健康保険税 ▶ 入湯税 ▶ 町たばこ税 の滞納に対し、次のように厳しく滞納処分を行っています。

滞納すると…
1 高率の延滞金がかかります
期限を守り納税している人との公平性を保つため

▶ 納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、条例で定める割合で計算した額の延滞金が増加されます。なお、延滞金がかかる場合は、完納後に延滞金の納付書が届きます。
▶ くわしい延滞金の計算方法については、福智町公式ホームページで確認するか、役場税務課までお問い合わせください。

督促状が届いたら…
2 督促手数料がかかります
1通につき100円の督促手数料を徴収

- ▶ 納付期限を過ぎても納付していない場合は「督促状」が送付されます。督促状が届くと、1通につき100円の手数料がかかります。
- ▶ 延滞金も督促手数料も、本来の税金を納付期限までに完納していれば、払わなくて済むものです。期限を守って納税しましょう。

滞納が続くと…
3 財産が差し押さえられます
給与・不動産・自動車などを差し押さえ

▶ 滞納が続くと、町は大切な税収を確保するため、法律の規定に基づき、やむをえず滞納者の財産を差し押さえることになります。

